

平成23年6月30日
第五管区海上保安本部

問合せ先
第五管区海上保安本部 交通部
安全課長 椎名 健一
Tel 078-331-2710 (内線 2620)

全国海難防止強調運動の実施について

7月16日(土)から31日(日)までの間、「見張りの徹底及び船舶間コミュニケーションの促進」、「小型船の安全対策の徹底」を重点とする全国海難防止強調運動を実施します。

本運動期間中、第五管区海上保安本部において次の活動を予定しています。

7月17日	大阪保安監部	ポート天国にあわせ体験航海実施
7月17日	土佐清水海上保安署	海の日に併せとさの体験航海実施
7月18日	神戸海上保安部	ポート天国にあわせ体験航海、一般公開、海保PRブース等
7月18日	岸和田保安署	いずみさの関空マリーナでの海難防止講習
7月18日	美波分室	乙姫大使(一日海上保安官)による海難防止啓発活動
7月18日	西宮海上保安署	海難防止講習会及び神戸運輸管理部との合同による安全指導
7月18日	高知海上保安部	海の日にあわせ体験航海実施
7月18日	高知海上保安部	体験航海に併せ、海上安全指導員との合同パトロール
7月18日	姫路保安部	姫路港ふれあいフェスティバルにあわせ一日海上保安官、海上安全指導員との合同パトロール、巡視船一般公開
7月24日	田辺保安部	JCGクルーズ in 田辺にあわせ体験航海
7月31日	和歌山保安部	和歌山運輸支局、和歌山県警及び海上安全指導員との合同パトロール
8月7日	串本保安署	串本まつりにあわせ体験航海実施
7月上旬(未定)	宿毛海上保安署	当期間に先立ち、自己救命策確保講習の実施
7月中旬(未定)	宿毛海上保安署	ポスター・リーフレット配布等による周知広報活動
7月中	土佐清水海上保安署	海上安全指導員との合同パトロール
7月中	土佐清水海上保安署	ホエールウォッチング船海難救助訓練
7月中旬	高知海上保安部	危険物荷役点検に併せ、事業所及び荷役タンカーに対し実施
7月中旬	串本保安署	古座川町の小学生に対する体験航海実施
7月下旬	大阪保安監部	海難防止及び航行安全に関する講習
〃	大阪保安監部	内航タンカー組合関係者と合同で海難防止指導実施
〃	大阪保安監部	海難防止及び航行安全に関する講習
7月中旬～下旬	高知海上保安部	海上安全指導員と合同で、各漁協等訪問指導
未定(調整中)	西宮海上保安署	全国海難防止強調運動にかかる広報活動
未定(調整中)	田辺保安部	海上安全指導員及び巡視船艇による合同パトロール

本運動は、「海難ゼロへの願い」をスローガンに

主催：海上保安庁、(社)日本海難防止協会、(財)海上保安協会

後援：総務省、文部科学省、水産庁、国土交通省、海難審判所、気象庁、
運輸安全委員会、(公財)日本海事センター

協賛：(社)日本船長協会等 74 団体

により、官民が一体となって全国一斉に運動が展開されます。

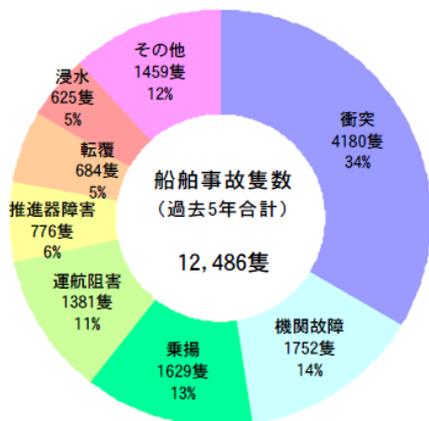
第五管区海上保安本部では、近畿運輸局等 38 団体で構成される近畿・四国地方海難防止強調運動推進連絡会議に参画し、別紙 1、2 のとおり近畿・四国地方独自の推進項目を付加した実施要領を定めて運動を実施することとしています。

なお、本運動の重点事項及び推進項目は、過去 5 年間の海難発生状況を基に定められています。

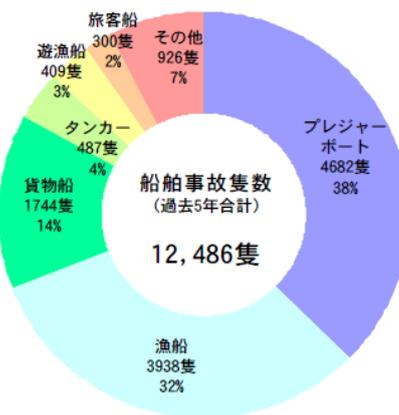
【平成 18 年から平成 22 年までの海難発生状況】(全国統計)

- ・ 海難種類別では、依然衝突海難が最も多く約 3 割を占めている
- ・ 衝突の原因は、依然見張り不十分(約 57%) 又は操船不適切(約 27%) によるものが多い
- ・ 船舶種類別では、プレジャーボートと漁船で約 7 割を占めている
- ・ プレジャーボートの海難は近年増加傾向
- ・ 死者行方不明者を伴う海難は、漁船海難が約 6 割を占めている

海難種類別海難発生
H18～H22 (全国合計)



船舶種類別海難発生
H18～H22 (全国合計)



近畿・四国地方海難防止強調運動実施要領 (平成23年7月～平成24年6月)

I 全国運動

平成23年度全国海難防止強調運動実施計画(平成23年3月4日全国海難防止強調運動実行委員会)に基づき実施

1 運動期間

平成23年7月16日(土)から31日(日)まで(16日間)

2 重点事項等

(1) 重点事項

- ① 「見張りの徹底及び船舶間コミュニケーションの促進」
- ② 「小型船舶の安全対策の徹底」

(2) 推進項目

① 見張りの徹底及び船舶間コミュニケーションの促進に係る推進項目

イ 常時適切な見張りの徹底、

【近畿・四国地方運動の推進項目】継続した見張りと注意喚起

ロ 船舶間コミュニケーションの促進

- ・ 早めに相手船にわかりやすい動作をとる
- ・ VHF や汽笛信号等を活用する
- ・ AIS 情報の活用と正しい情報の入力

② 小型船舶の安全対策の徹底

イ 発航前点検の徹底〔プレジャーボート〕

ロ 航行中のみならず操業・作業中も含めた見張りの徹底
〔漁船・遊漁船共通〕

ハ 気象・海象情報の入手〔プレジャーボート・漁船・遊漁船共通〕

ニ ライフジャケット着用等自己救命策の確保
〔プレジャーボート・漁船・遊漁船共通〕

ホ 【近畿・四国地方運動の地方推進項目】

季節・交通環境の変化を予測した計画的指導啓発(稼動開始時期、台風襲来時期、漁業養殖施設設置時期、休日)〔プレジャーボート〕

II 地方運動

近畿・四国地方海難防止強調運動推進連絡会議独自の運動として次のキャンペーンを実施

1 霧海難防止キャンペーン

(1) 運動名

霧海難防止キャンペーン

(2) 運動期間

平成24年4月1日(日)から30日(月)まで(30日間)

(3) 推進項目

- 気象状況の早期把握
- 国際VHFの常時聴守
- 航法の遵守
- 自動操舵装置の使用を控える
- 早期避泊

III 各運動の実施計画

別紙2のとおり

平成 23 年度近畿・四国地方海難防止強調運動実施計画

各運動共通

区 分	実 施 項 目	実施団体	
イ 広報活動	<ol style="list-style-type: none"> 1 機関紙を通じての広報等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 本会議事務局から構成員あて広報文を配布 2 ポスター等の配付・掲示 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中央作成のポスター等を配布、掲示 ・ 当地方作成の広報用グッズを関係先に配布 ・ 各地区が必要に応じて適宜ポスター、リーフレット等を作成し配布 3 その他の広報活動 <ul style="list-style-type: none"> ・ 横断幕、垂れ幕、表示板等を構成員の庁舎・船舶等に掲示 ・ インターネットホームページ、電光掲示板等を活用しての周知 ・ 船内放送、場外放送等による周知 	全構成員が独自及び連携して実施	
ロ 各種行事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「1日船長」、「1日〇〇長」等任命 ・ 体験航海、海上パレード等の実施 ・ 灯台、船舶等構成員の施設の一般開放 		
ハ 安全に関する指導、教育、訓練	指導	<ol style="list-style-type: none"> 1 訪船指導 着舷中の旅客船、貨物船、タンカー等を訪問し、安全運航に関する指導、点検等を実施 2 現場指導 プレジャーボート、遊漁船、漁船、工事作業船等に対して遊走海域、作業海域等における現場指導、合同パトロール等を実施 3 企業訪問 マリーナ等を訪問し、安全指導を実施 	
	教育	<ol style="list-style-type: none"> 1 安全研修会等 関係団体及び企業により、関係者を対象とした安全研修会等を実施 2 海難防止講習会 各地区において海難防止講習会を実施 また、関係者が集まる会議等の場を活用して海難防止講習会を実施 	
	訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・ プレジャーボート等救難訓練等の各種救難訓練を実施 	
実施結果報告	各運動の実施後 1 ヶ月以内に、実施した概要及びその中で効果的であったものについて、事務局あて報告する。(様式自由)		